（法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六条の二　法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

二　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

三　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

（法第三十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の三　法第三十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事が同条第二項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

第六条の四　削除

（法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練）

第六条の五　法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。

第六条の六の前の見出しを「（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）」に改め、同条第一項中「令第二十九条第一項」を「法第三十一条第一号」に、「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に、「同項」を「前条」に改め、同条第二項第二号中「の所得の額」の下に「（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）」を加え、「扶養親族等」を「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）」に改め、「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を、「数についての市町村長」の下に「（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条の七第一項中「令第二十九条第一項」を「第六条の五」に改める。

第六条の八第一項中「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、「前条第一項」の下に「の規定」を加える。

第六条の九第一項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に、「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格）

第六条の九の二　法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

第六条の十の前の見出しを「（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）」に改め、同条第一項中「令第三十条第一項」を「法第三十一条第二号」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に、「以下「養成機関」という。）において「養成機関」に改め、同条第二項第三号中「第三十条第三項第一号」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

第六条の十一第一項中「第三十条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十条第三項」を「第二十九条第三項」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改める。

第六条の十二中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改める。

第六条の十三中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、「以下」の下に「この条から第六条の十五までにおいて」を加える。

第六条の十六の前の見出しを「（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）」に改め、同条第一項中「第三十条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同条第二項第一号中「以下「修業開始日」という。）において「修了日」を「この条において「修了日」に改め、同項第四号中「第三十条の二第三項第一号」を「第三十条第一項第一号」に改める。

第六条の十七第一項中「第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十条第二項及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の二　法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める業務を適切に行うことができると認めた者とする。

（父子福祉資金貸付金の貸付業務の報告）

第六条の十七の三　第一条の三の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十四条」とあるのは、「第三十一条の八において準用する第二十四条」と読み替えるものとする。

（法第三十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等）

第六条の十七の四　第一条の四から第六条までの規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の四中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、同条第二号中「第六条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「する配偶者のない女子」とあるのは「する配偶者のない男子」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、第二条の二中「第十八条」とあるのは「第三十一条の七第三項において準用する法第十八条」と、第三条及び第四条中「第二十一条」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十一条」と、第五条中「第二十二条第二項」とあるのは「第三十一条の七第四項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六条の十七の五　第六条の二の規定は、法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業について準用する。

（法第三十一条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の六　第六条の三の規定は、法第三十一条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七　第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の五			
第六条の六第一項	第三十一条第一号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	母子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の六第二項第二号	第六条の八第二項第二号	第六条の九	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
第六条の七第一項	第六条の五	第二十八条第一項	母子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の八第一項	第三十一条第一号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の九第一項	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号	第六条の九	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
	第六条の八第二項第二号	第六条の十七の七において準用する第六条の九	第六条の十七の七において準用する第六条の八第二項第二号
	第六条の十七の七において準用する第六条の八第二項第二号	第六条の十七の七において準用する第六条の五	第六条の十七の七において準用する第六条の五
	第六条の十七の七において準用する第六条の五	第二十八条第一項	母子家庭自立支援教育訓練給付金
	第二十八条第一項	第三十一条の十第二項において準用する令第二十八条第一項	父子家庭自立支援教育訓練給付金